

平成25年 12月 定例会（第313回）

12月13日-06号

◆ 二十九番（今井光子）

議第百七号は、債権放棄についての議案です。これは、中小企業高度化資金の貸し付けに伴うもので、三十件、二十億九千五百万円のうち二件、十九億三千万円、九二%がヤマトハイミール食品協業組合に関するものです。この中には、昭和四十二年に貸し付けをしたものや、一円の返済もなく債権放棄されたものなど、あまりにもずさんな管理が行われていたと言わざるを得ません。平成元年、平成二年に行いましたヤマトハイミール食品協業組合の貸し付けは、平成十三年に県が償還条件変更を八回も繰り返し、全く請求をしていない貸し付けがあることが発覚し、日本共産党が、県民の税金で貸したものは請求すべきであると議会で再三取り上げてきました。議員が県の融資について質問をしても、情報公開請求を行っても秘密、国会では特定秘密保護法が強行採択されましたが、秘密を持った結果は国民が損をするような結果になることをよく見ておいていただきたいと思います。

住民訴訟が行われ、平成十九年三月二十二日、知事選挙の告示日、県は回収の義務を怠っており、違法であるとの判決が出ました。荒井知事が初出馬の知事選挙の告示日でした。その後、組合が破産し、県がやっとのことで強制執行した日は、理事長の死去の日でした。綿密な打ち合わせの中でその日が選ばれたのではないかと感じるほどのタイミングのよさでした。住民はさらに、前知事及び商工労働部長の責任の損害賠償を求めましたが、賠償額が確定できないと棄却されました。この間県は、連帯保証人に請求を行い、保証人からは、印鑑を勝手に使われたと裁判が起こされるなど、当初どのような手続で貸し付けが行われたのかが闇に包まれたままです。二十億円ものお金が二十年間の長期にわたり無利子で貸し付けから経営支援まで専門家が行うという極めて有利な事業が、なぜ債権放棄となったのか、知事は今後審査を一層厳正にすることが必要と述べています。

私は委員会で、これまで厳正ではなかったと思うのかと質問しました。これまでも厳正であったが、さらに厳正にするとの答弁で、この融資に対する反省が全く感じられませんが、平成九年、組合が提出した法人税の申告書には、奈企連、奈良県部落解放企業連合会田原本の印鑑が押されています。県議会議員の元秘書が、自宅を担保に組合のためにお金を借りる。さらに、この人物が組合設立当時、関係者の留守中に家族に対して同意を得ているからと印鑑を勝手に使用したという、こうした相談も寄せられています。債権放棄をするならば、融資の全容を県民に明らかにすべきです。なぜ、貸し付けを行った県が、裁判の判決や監査委員や外部監査などから言われなければ債権回収に踏み切ることができなかったのか、重大問題です。

知事は、今後、独立行政法人中小企業基盤整備機構の参加を常に求めて、貸し付けの可否を診断するとしておりますが、全国的に高度化資金の破綻は共通しており、とても国の関与で改善できるとは思えません。この組合の一連の作業が、部落解放同盟や組合に対す

る追従、迎合、奉仕という、県当局の主体性を欠いたままで行われたことは明確です。そのため、日本共産党は同意できません。

○議長（山下力） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議第百七号から議第百九号について、起立により採決します。

以上の議案については、厚生委員長及び経済労働委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案三件については、各委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

議第九十二号から議第百六号、議第百十号、報第二十九号及び報第三十号並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおり、それぞれ決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各常任委員長報告どおり決しました。